

奈良県訓令第3号

各部課室  
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表の本庁における記号の表地域振興部の項中 企画管理室

を 企画管理室 移住・交流推進室

を 奥大和移住・交流推進室 林業振興課 新たな森林管理体制準備室

業振興課 林業振興課

改める。

別表の出先機関における記号の表中

檀原考古学研究所 檀原考古学研究所  
檀原考古学研究所附属博物館 檀原考古学研究所附属博物館  
奈良県立万葉文化館 奈良県立万葉文化館  
奈良県立美術館 奈良県立美術館

に改める。

奈良県立美術館 美  
檀原考古学研究所 考  
檀原考古学研究所附属博物館 研  
奈良県立万葉文化館 万葉館